

CASBEE評価認証業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「株式会社グッド・アイズ建築検査機構CASBEE評価認証業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、株式会社グッド・アイズ建築検査機構(以下「GE」という。)が実施するCASBEE評価認証業務(以下「評価認証業務」という。)に係る手数料について、必要な事項を定める。

(CASBEE評価認証手数料)

第2条 業務規程第15条に規定する評価認証業務に係る手数料の額は、次表に掲げるとおりとする。

(1) CASBEE評価認証機関認定制度要綱施行規則第1条第二号による評価認証

申請建築物の延べ面積	用途	金額(消費税別)
10,000 m ² 未満	単一用途	450,000 円
	複合用途	1用途増える毎に 120,000 円を上記金額に加算
10,000 m ² 以上 ～50,000 m ² 未満	単一用途	560,000 円
	複合用途	1用途増える毎に 150,000 円を上記金額に加算
50,000 m ² 以上	単一用途	670,000 円
	複合用途	1用途増える毎に 180,000 円を上記金額に加算

(2) CASBEE評価認証機関認定制度要綱施行規則第1条第一号による評価認証

申請建築物の延べ面積	用途	金額(消費税別)
制限無し	※戸建住宅	80,000 円

※戸建住宅：二世帯住宅、タウンハウス等は対象外とする。

(3) CASBEE評価認証機関認定制度要綱施行規則第1条第三号による評価認証

申請建築物の延べ面積	用途	金額(消費税別)
10,000 m ² 未満	単一用途	100,000 円
	複合用途	1用途増える毎に 60,000 円を上記金額に加算
10,000 m ² 以上 ～50,000 m ² 未満	単一用途	150,000 円
	複合用途	1用途増える毎に 60,000 円を上記金額に加算
50,000 m ² 以上	単一用途	200,000 円
	複合用途	1用途増える毎に 60,000 円を上記金額に加算

(再評価手数料)

第3条 GEが評価認証業務を行った建築物を再評価する場合は前条の表に記載する金額の70%とする。

(手数料の加算)

第4条 評価認証業務を遂行するにあたり、特別な調査費用又は出張費等が生じた場合は申請者の負担とする。

(再交付手数料)

第5条 GEが評価認証書を再交付する場合の手数料は、1通につき10,000円とする。

(手数料の増額又は減額)

第6条 GEは評価認証業務等が効率的に実施できる場合又は金額の変更をすることが必要と認める場合に、手数料を増額又は減額することができる。

(附則)

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

(附則)

この規程は、平成24年11月1日より施行する。

(附則)

この規程は、平成25年10月1日より施行する。

(附則)

この規程は、平成26年6月2日より施行する。

(附則)

この規程は、平成28年3月19日より施行する。

(附則)

この規程は、平成29年3月31日より施行する。

制定：平成21年4月1日
改定：平成24年11月1日
改定：平成25年9月1日
改定：平成26年6月2日
改定：平成28年3月1日
改定：平成29年3月15日